

第3節 スプリンクラー設備

問1 スプリンクラー設備の送水圧力の表示について。

答1 設計送水圧～1.0Mpa とすること。

問2 物入れ等にはスプリンクラーヘッドの設置は必要か。

答2 面積に関係なく原則必要。

ただし、1 m²未満の物入れ等であり、補助散水栓等で包含ができる場合は、設置の省略は可能。

なお、家具等には設置不要。

問3 エアコン等の吹き出し口付近に設けるスプリンクラーヘッドについて。

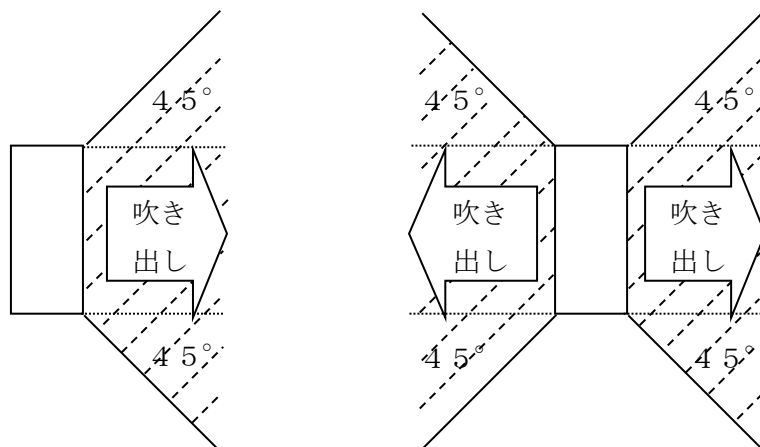
答3 エアコン等の吹き出し口から 1.5m以上離れた位置に設置すること。

ただし吹き出し口を固定又は吹き出し口に遮蔽板を部分的に設け感知の障害とならない場合はこの限りではない。

(着工届に空調設備図を添付するように指導すること。)

また下図の斜線部分以外の場所に設置する場合も支障なし。

(自動火災報知設備の感知器についても準用する。)



問4 メッシュ状のカーテンを設置すれば散水障害になるか。

答4 散水障害となるため、問14と同様の扱いとすること。

ただし、メディカルカーテン等で、性能基準を満たしている場合はこの限りでない。
性能試験の図書を着工届出書に添付すること。

問5 規則13条第2項第6号に規定する「直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所」とは具体的にどのような部分か。

答5 直接外気に開放されている面から5m未満の部分を示す。

(昭和54年11月27日付消防予228号準用)

問6 1の流水検知装置により警戒する区域は、床面積3,000㎡以下とし、かつ、2以上の階にわたらないこととなっているが、PH等、ヘッドの設置個数が少ない階にあっては直下階又は直上階と同一の警戒区域とすることができないか。

答6 下記の場合は直下階又は直上階と同一の警戒区域としても可。

- ・1の階のヘッド設置個数が10個以下であること。
(補助散水栓はヘッド1個とみなす。)
- ・上記の階の自動火災報知設備の警戒区域は単独で設定されていること。
(ただし、非常放送設備が設置されている場合の鳴動方法については同一警戒となる直下階又は直上階の階数に含めても可)

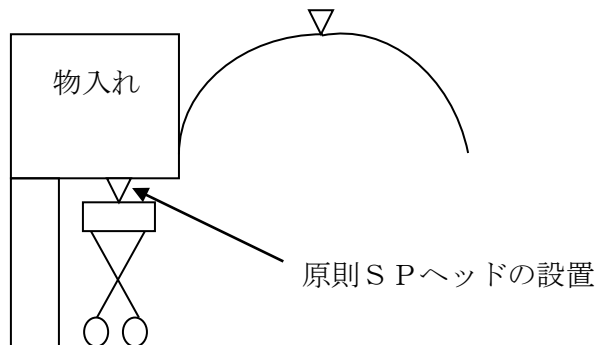
問7 押入れにヘッドを設ける場合の設置位置について。

答7 天袋の有無にかかわらず最上部に設置すること。

問 8 病院内の共用廊下等に設置されているストレッチャー置場内にヘッドの取付けは必要か。

答 8 原則必要。ただし、廊下にあるヘッドで有効に包含できず、且つストレッチャー置場内にヘッドが設けることができない場合は、補助散水栓等で包含すること。

立面



問 9 非常放送設備を設置している場合の鳴動について。

答 9 アラーム弁が作動すれば、出火階直上階で火災確定放送とすること。

問 1 0 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管について、壁又は天井の裏側に配管施工する場合、壁及び天井裏の室内に面する部分の内装仕上げが難燃材料以上でない場合、V P は認められないか。

答 1 0 内装仕上げが、F L から難燃以上でない場合は、認められない。
ただし、ロックウール 50mm（25mm で 50mm 同等の認定を取得しているものを含む。）で覆った場合は、V P 配管でも可とする。

問 1 1 予作動式の S P スプリンクラー設備の水源について。
流水検知装置の 2 次側の配管を湿式とした場合、規定水量の 1.5 倍とする必要はあるか。

答 1 1 必要なし。

問 1 2 ヘッドの取出し個数について。

答 1 2 下記表中の個数を超えないように指導すること。

《標準型ヘッド》

管口径	80A	65A	50A	40A	32A	25A
ヘッド数	∞	20 個	10 個	5 個	3 個	2 個

《小区画型ヘッド》

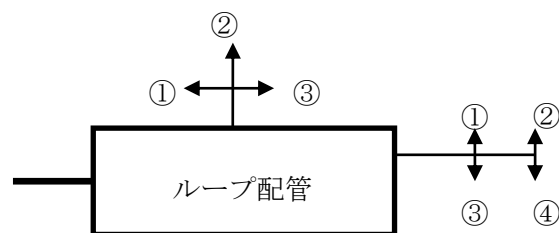
管口径	50A	40A	32A	25A
ヘッド数	∞	8 個	4 個	3 個

(スプリンクラー設備工事基準書準用)

問 1 3 ループ配管からのヘッドの取出し個数は、枝管からのヘッドの取出し個数としてよい。

答 1 3 支障なし。

(例)

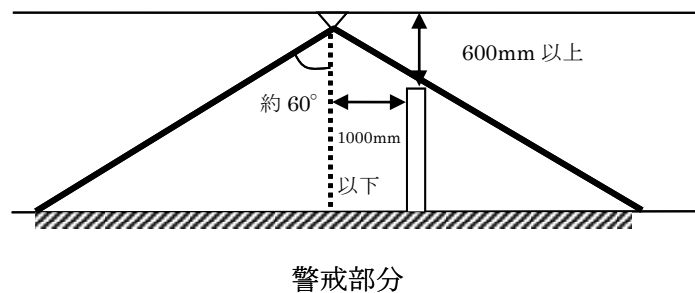


問 1 4 間仕切り壁等部分のヘッドの配置について。

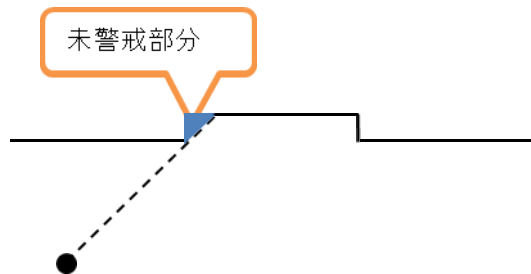
答 1 4 原則として間仕切り等の上部にヘッドを設置すること。

ただし、下記図のとおり、上部に 600mm 以上の空きがあり、ヘッド部から間仕切り壁等までの水平距離が 1,000mm 以下（散水角度約 60 度）であれば、当該間仕切りによる散水障害はないものとする。

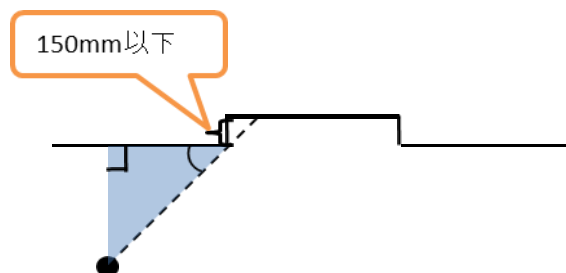
（ヘッド部から間仕切り壁等までの水平距離が 1,000mm 以下であれば、ヘッド部から約 60 度の散水角度となる。）



問 1 5 下図の未警戒部分における取扱いについて。



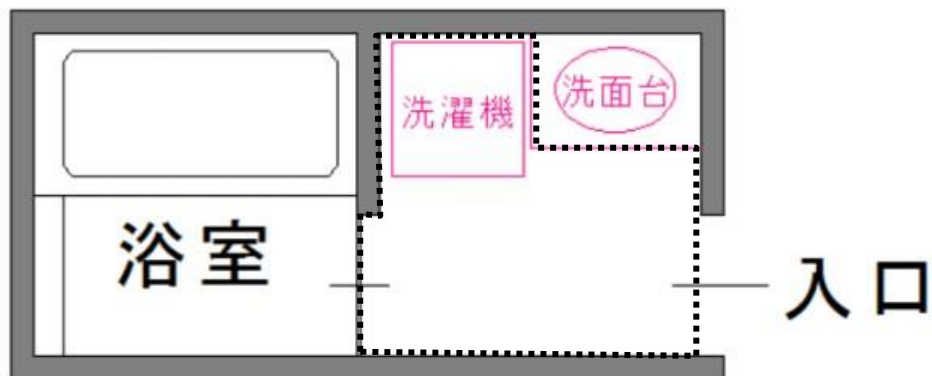
答 1 5 下図のとおり、未警戒部分の奥行きが 150mm の場合は未警戒として取扱わない。



問 16 エアコンと自動火災報知設備の連動停止を設けた場合のSPヘッドの取扱いについて。

答 16 エアコンと自動火災報知設備の連動停止を設けた場合、SPヘッドのエアコンの吹き出しからの離隔距離は不問とする。

問 17 パッケージ型自動消火設備の放出口の設置について。



答 17 洗濯機等が設置され、かつ点線部分が2㎡以上の場合は設置が必要。
(水道直結型スプリンクラー設備についても準用する)

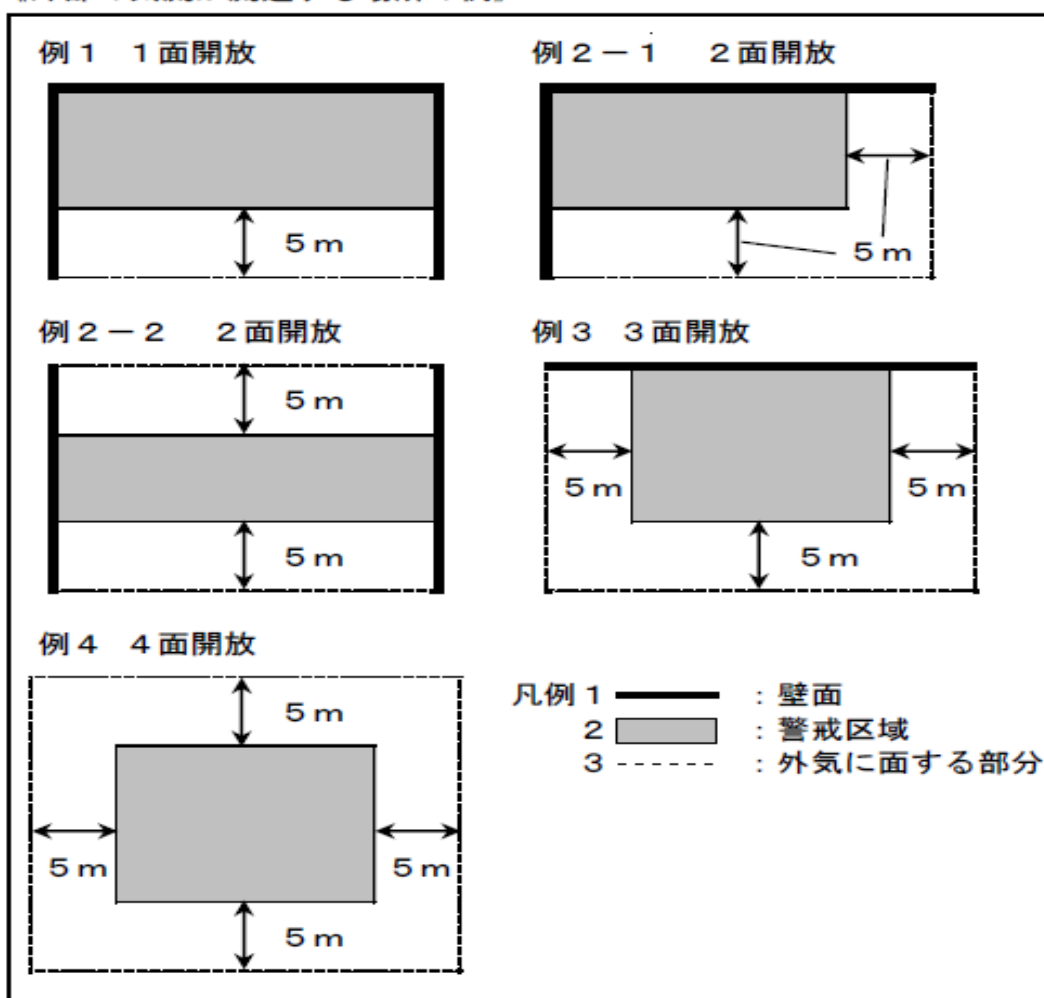
問 18 フード下の警戒について。

答 18 フード下の警戒として、フード等の部分に簡易自動消火装置（ダクト消火）を設置し、自動火災報知設備の受信機に起動した旨の信号を移報させた場合は、感熱開放継手の代替とみなすことができる。移報配線は耐熱以上とすること。
ただし、消防用設備等特例適用願出書を提出すること。

問 19 外気が流通する箇所に対する S P ヘッドの設置について。

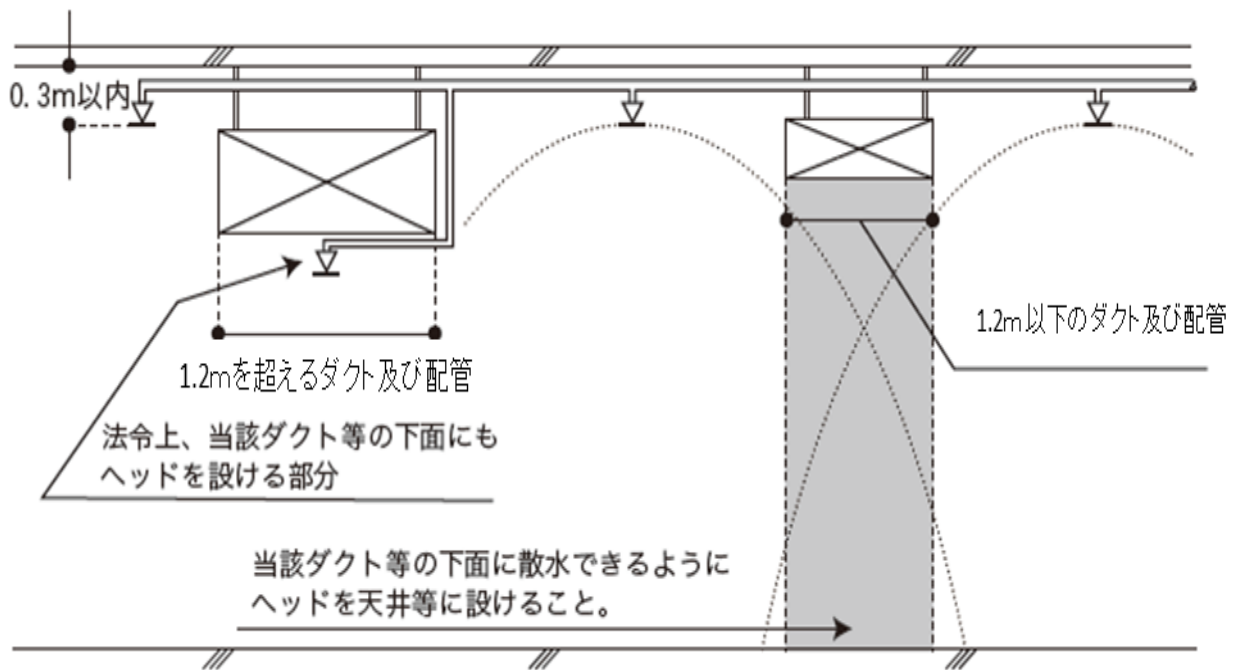
答 19 昭和 54 年 11 月 27 日付消防予第 228 号の通知を準用し、外気に面する 5 m 未満の範囲は、スプリンクラーヘッドは免除可とする。ただし、屋内消火栓設備が義務設置となっている場合は、補助散水栓等で包含すること。

《外部の気流が流通する場所の例》

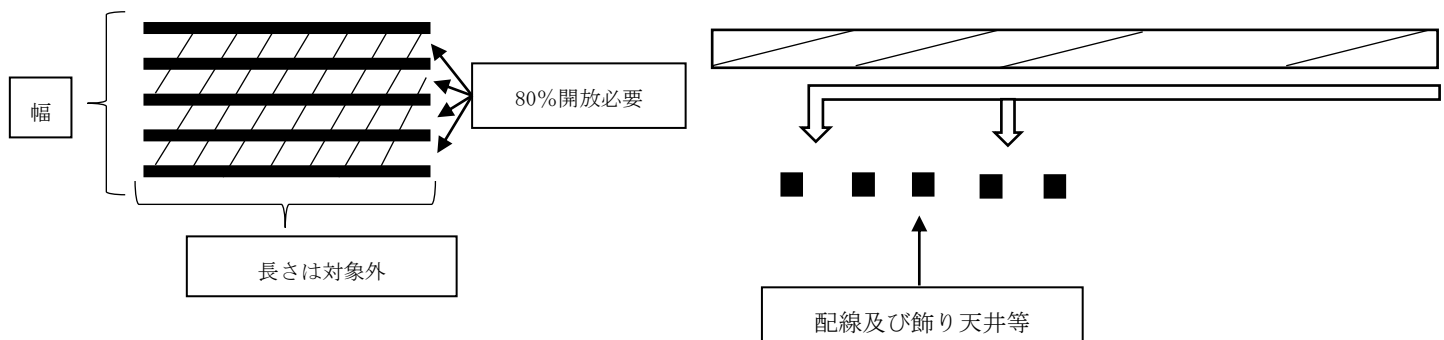


問 2 0 ダクト、配管、ケーブルラック及び棚等に対するスプリンクラーヘッドの障害について

答 2 0 ・ダクト及び配管：幅のみ（長さは対象外）で規制し、断面図の長辺部分が 1.2m を超えれば散水障害になる。
 ※断面図の長辺部分が 1.2m 以下の場合、下部にはヘッドは不要であるが、散水障害とならないようにすること。

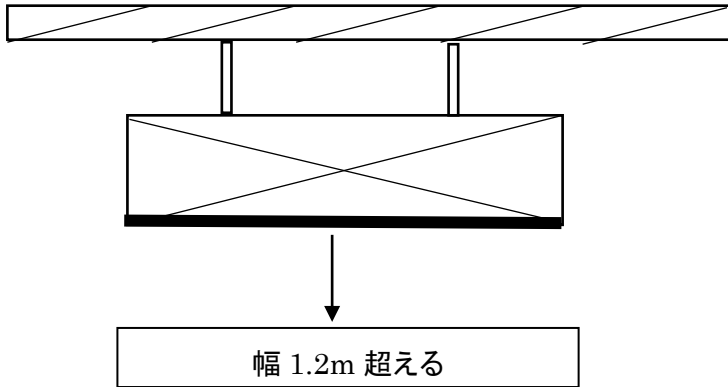


・複数の配管が隣接し、幅が 1.2m を超えれば散水障害になる。ただし 80% 以上の開口率を有す場合は、散水障害にならない。

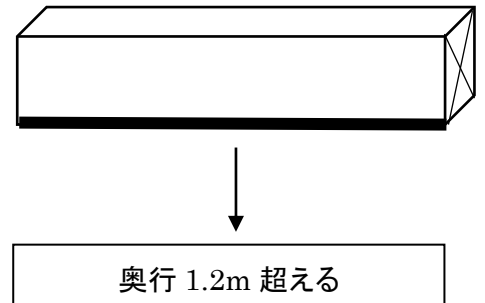


・ケーブルラック及び棚：幅又は奥行が 1.2m を超えていれば散水障害になる。

〔断面図〕



〔側面図〕



問 2 1 パッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物において、地階又は無窓階の場合でも、規則第 13 条第 3 項に掲げる部分を警戒する補助散水栓の代替として、パッケージ型消火設備を設置しても良いか。

答 2 1 可とする。ただし、火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場合で、パッケージ型自動消火設備の防護区域から容易に消火できる場合に限る。
(1 m²未満の物入等も同様。)